

令和7年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣にすることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現することを目的に実施する。

2 実施期間

令和7年12月1日(月)から12月10日(水)までの10日間

3 スローガン（広島県交通安全年間スローガン）

『てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ』

4 運動重点

- ◆ 歩行者の安全な通行の確保
- ◆ 高齢者の交通事故防止
- ◆ 飲酒運転を始めとする危険運転の根絶
- ◆ 自転車等の安全利用の推進



5 運動の進め方

主催機関、団体、県、市町及び協賛団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定する。

地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育や街頭キャンペーンなどの諸活動を展開する。

各種広報媒体（ホームページ、デジタルサイネージ、SNS、広報誌など）を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開する。

所属の職員に対し、運動の目的を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか職員自身が交通法令を遵守し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

～ 日を定めて実施する運動日 ～

- ・ 毎月 1 日は「自転車安全利用の日」
- ・ 毎月 10 日は「高齢者の交通安全の日」
- ・ 每月 20 日は「飲酒運転根絶の日」

重 点 の 推 進 項 目

I 歩行者の安全な通行の確保

(1) 歩行者の交通安全意識の向上

- ア 安全な道路横断の周知徹底等、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に関する交通安全指導、保護・誘導活動の推進
- イ 横断歩道を渡ること、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るためにの交通行動を促すための交通安全教育等の推進
- ウ 夕暮れ時や夜間ににおける歩行中の反射材用品の着用やLEDライト携行等の広報啓発活動の推進

(2) 運転者への歩行者等への保護意識の向上

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛けの推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守を徹底させるため、交通ルールの再認識を図るなど、交通安全教育や広報啓発活動等の推進
- ウ 子供、高齢者及び障害者の特性に関する理解を促進し、歩行者に対する保護意識を向上させるための広報啓発活動の推進
- エ 車両の早めのライト点灯、上向きライト（ハイビーム）の活用及び自転車のライト点灯を促進する「点(つ)ける 広島県」ライト点灯運動の推進

(3) 通学路等における安全な通行の確保

- 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進



2 高齢者の交通事故防止

(1) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や運転時等の危険予測の重要性に関する理解を促すための交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術等搭載したサポートカーの普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進



- ウ 運転免許証の自主返納制度の周知と返納者への支援措置及び
安全運転相談窓口の周知等、運転免許証を返納しやすい環境の
整備促進
- エ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

(2) 高齢者の交通事故防止

- ア 高齢者の行動特性等への理解を促進し、高齢者に対する保護
意識を醸成する広報啓発活動の推進
- イ 歩行中の「横断違反」による交通死亡事故が多いことを踏まえ、交通ルールの遵守
を促す交通安全教育の推進
- ウ 毎月10日の「高齢者の交通安全の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進



3 飲酒運転を始めとする危険運転の根絶

- (1) 地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない社会環境づくりの促進
- (2) 「飲酒運転根絶宣言店登録事業」と「ハンドルキーパー運動」の連動等による運転者
への酒類提供禁止の徹底
- (3) 広島県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、アルコール依存症や多量飲酒等、
飲酒運転の原因となる問題飲酒行動に対する理解の促進と適切な対応、相談窓口の周知
- (4) 飲酒運転の罰則、行政処分とともに、飲酒運転を助長する禁止行為（酒類提供、車両貸
与、同乗）の類型や厳しい処分を受けることの周知
- (5) 事業者における飲酒運転根絶に向けた運転者教育、点呼時等におけるアルコール検知
器の使用や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
- (6) 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則や行政処分についての広報啓発の推進
- (7) 著しい速度超過、逆走などの重大事故を引き起こしかねない危険
な運転行為を防止するための広報啓発の推進
- (8) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライ
ブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



4 自転車等の安全利用の推進

- (1) 自転車の交通ルール等の周知と遵守の徹底
 - ア 全ての自転車利用者に対して、自転車は「車両」であるという認識と、「自転車安全
利用五則」等を活用した正しい交通ルールの周知及び交通安全教育等の充実による、
運転者としての規範意識の向上
 - イ 自転車の通行方法の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
 - ウ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、自転車の運転中における携帯
電話使用等、いわゆる「ながらスマホ」や飲酒運転の禁止、夜間の無灯火走行、二人乗
りや並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

エ 傘差し運転や片手運転、イヤホン等を使用して周囲の音を聞くことができなくなるような状態での運転の危険性の周知と指導の徹底

オ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進



カ 交通違反の罰則や交通事故の発生リスク、自転車運転者講習制度の周知

キ 令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえた広報啓発の推進

(2) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

ア 全ての自転車利用者に対して、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のヘルメット及びシートベルト着用の徹底に向けた広報啓発の推進

ウ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の推進

エ 「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく自転車損害賠償責任保険等への加入義務について、具体的な交通事故事例を示すなど、同保険等への加入促進に向けた広報啓発の推進

オ 毎月1日の「自転車安全利用の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進

(3) その他小型モビリティに関する安全利用の推進

ア 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底

イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全な利用についての広報啓発の推進

ウ ペダル付き電動バイク等の利用者自身が運転しようとする車両区分を正しく認識し、その車両区分に応じた交通ルールを理解して遵守するための広報啓発の推進

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

中央交通安全対策会議交通対策本部決定より

広島県交通対策協議会（31団体）

広島地方検察庁、中国運輸局、第六管区海上保安本部、広島労働局、中国地方整備局、広島県市長会、
広島県町村会、広島市、広島県教育委員会、広島県警察本部、広島県環境県民局、広島県健康福祉局、
広島県土木建築局（土木建築局長）、広島県土木建築局（都市建築技術審議官）、
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本高速道路株式会社中国支社、
本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター、広島県道路公社、広島高速道路公社、
公益財団法人 広島県交通安全協会、一般社団法人 広島県安全運転管理協議会、
一般社団法人 広島県指定自動車学校協会、広島県交通安全母の会、広島県二輪車普及安全協会、
一般社団法人 日本自動車連盟広島支部、公益社団法人 広島県バス協会、
一般社団法人 広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、公益社団法人 広島県トラック協会、
公益財団法人 広島県老人クラブ連合会、自動車安全運転センター広島県事務所

交通安全運動協賛・後援団体（順序不同）

協賛団体（75団体）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会広島県支部、広島県観光連盟、広島県P T A連合会、中国地方鉄道協会、広島駐車協会、
広島地方通運業連盟、広島県レンタカー協会、軽自動車検査協会広島主管事務所、広島県生命保険協会、広島県医師会、
日本道路交通情報センター広島センター、広島県自転車協同組合、損害保険料率算出機構広島自賠責損害調査事務所、
広島県社会福祉協議会、広島県身体障害者団体連合会、広島県リハビリテーション協会、広島県歯科医師会、
広島県消防協会、日本建設業連合会中国支部、広島県公立高等学校長協会、広島県高等学校P T A連合会、
広島県農業協同組合中央会、日本道路建設業協会中国支部、広島県建設工業協会、広島県土木協会、
広島県建設業協会連合会、広島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会広島県支部、日本損害保険協会中国支部、
広島県公民館連合会、広島県地域女性団体連絡協議会、海上保安協会広島地方本部、中国旅客船協会連合会、
中国地方海運組合連合会、広島県ろうあ連盟、広島県肢體障害者連合会、広島県私立中学高等学校協会、
広島県保育連盟連合会、広島県私立幼稚園連盟、広島県自動車販売・整備団体交通安全対策推進協議会、
広島県青年連合会、広島青年会議所、青少年育成広島県民会議、広島県少年団体協議会、青少年赤十字広島県指導者協議会、
広島県自動車教習所協会、全国共済農業協同組合連合会広島県本部、広島県公立中学校長会、広島県中小企業団体中央会、
広島県二輪自動車協同組合、広島県経営者協会、広島県商工会連合会、広島県商店街振興組合連合会、広島弁護士会、
日弁連交通事故相談センター広島県支部、日本郵便株式会社中国支社、広島県生活衛生同業組合連合会、
広島県石油商業組合、自動車事故対策機構広島主管支所、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県視覚障害者団体連合会、
広島県高速道路交通安全協議会、ひろしまこども夢財団、全標協広島県協会、広島市地域女性団体連絡協議会、
広島市交通安全母の会、広島県小売酒販組合連合会、日本二輪車普及安全協会広島支所、広島県商工会議所連合会、
広島県人権擁護委員連合会、広島県連合小学校長会、広島県行政書士会、マツダグループ交通安全普及協会連合会、
日本スポーツ振興センター広島支所、広島県広島市道路利用者会議

後援団体（17団体）

中国新聞社、朝日新聞社広島総局、毎日新聞広島支局、読売新聞社広島総局、産業経済新聞社広島総局、
日本経済新聞社広島支局、山陽新聞社広島支社、日刊工業新聞社広島総局、共同通信社広島支局、時事通信社広島支社、
N H K 広島放送局、中国放送、広島テレビ放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、デイリースポーツ広島支社、
広島エフエム放送